

法人県民税 税率表

法人の区分	均等割	法人税割			
		平成26年10月1日以後に開始する事業年度		令和元年10月1日以後に開始する事業年度	
		課税標準となる法人税額年1,000万円以下	課税標準となる法人税額年1,000万円超	課税標準となる法人税額年1,000万円以下	課税標準となる法人税額年1,000万円超
公共法人・公益法人 (均等割のみ課される法人)		課税されません			
公益法人及び人格のない社団等 (収益事業を行う場合)	年額 22,000 円	3.2%	4.0%	1.0%	1.8%
一般社団法人及び一般財団法人 (非営利型法人を除く)					
資本金等の額を有しない法人 (相互会社を除く)	年額 55,000 円	3.2%	4.0%	1.0%	1.8%
資本金等の額が1,000万円以下の法人					
資本金等の額が1,000万円を超え 1億円以下の法人	年額 143,000 円	4.0%	4.0%	1.0%	1.8%
資本金等の額が1億円を超え 10億円以下の法人	年額 594,000 円				
資本金等の額が10億円を超え 50億円以下の法人	年額 880,000 円				
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 880,000 円				
保険業法に規定する相互会社	総資産から総負債を 控除した純資産額を 資本金等の額とみな して上記区分を適用	4.0%	4.0%	1.0%	1.8%
資産の流動化に関する法律第2条 第3項に規定する特定目的会社、 投資信託及び投資法人に関する法律 第2条第12項に規定する投資法人	資本金等の区分に応 じて上記区分を適用	4.0%	4.0%	1.0%	1.8%

注1 平成19年4月1日以後に終了する事業年度からの均等割の額には、「やまがた緑環境税(均等割の標準税額の10%相当額)」が加算されています。

注2 資本金等の額とは、地方税法に規定する資本金等の額をいいます。ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」のいずれか大きい金額とします。

なお、確定申告は事業年度の末日、予定申告は前事業年度の末日、仮決算に基づく中間申告は事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日の前日における現況により判定します。

注3 山形県内に事務所又は事業所を有していた期間が1年に満たない場合の均等割の額は、 $\{(年税額) \times (事務所又は事業所を有していた月数) \div 12\}$ で計算した額となります。この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数は切り捨てます。

注4 課税標準となる法人税額とは、第6号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄の税額をいいます。

注5 事業年度が1年に満たない場合の「課税標準となる法人税額年1,000万円以下」の判定については、 $\{(1,000万円) \times (事業年度の月数) \div 12\}$ で計算した金額で適用します。この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

注6 2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人についての「課税標準となる法人税額年1,000万円以下」の判定は、関係都道府県に分割される前の総額によります。

注7 一般社団法人及び一般財団法人の非営利型に分類される法人については、法人税法第2条第6号による公益法人等に含まれ、収益事業を行った場合は、その所得に対する法人税割も課税されます。

法人事業税 税率表

法人の区分		課税標準		税率						
				平成28年 4月1日 以後に 開始する 事業年度	令和元年 10月1日 以後に 開始する 事業年度	令和2年 4月1日 以後に 開始する 事業年度	令和4年4月 1日以後に終了 する事業年度 ※配電事業及び 特定卸供給事業 対象	令和4年 4月1日 以後に 開始する 事業年度		
所得 等 課 税 法 人	普通法人 (資本金の額又は出資金 の額が1億円を超える 法人以外)	所 得	軽減税率適用	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	3.5%	-	3.5%	
			軽減税率適用	所得のうち年400万円超800万円以下の金額	5.1%	5.3%	5.3%	-	5.3%	
			軽減税率適用	所得のうち年800万円超の金額	6.7%	7.0%	7.0%	-	7.0%	
	公益法人等 (特別法人以外)	得	軽減税率適用	3都道府県以上に事務所等を 有し資本金又は出資金の額が 1,000万円以上の法人の所得	6.7%	7.0%	7.0%	-	7.0%	
			特別法人 (協同組合、信用金庫、 医療法人等)	軽減税率適用	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	3.5%	-	3.5%
				軽減税率適用	所得のうち年400万円超の金額	4.6%	4.9%	4.9%	-	4.9%
	資本の額又は出資金 の額が1億円を超える 法人 (公益法人等、特別法人、 人格のない社団等、みなし 課税法人、投資法人、 特定目的会社、一般社団 法人及び一般財団法人を 除く。)	割	軽減税率適用	所得のうち年400万円以下の金額	0.3%	0.4%	0.4%	-	1.0%	
				所得のうち年400万円超800万円以下の金額	0.5%	0.7%	0.7%	-		
				所得のうち年800万円超の金額	0.7%	1.0%	1.0%	-		
			軽減税率適用	3都道府県以上に 事務所等を有する法人の所得	0.7%	1.0%	1.0%	-		
付加価値割	付加価値額	1.2%	1.2%	1.2%	-	1.2%				
資本割	資本金等の額	0.5%	0.5%	0.5%	-	0.5%				
収入金額(等) 課税法人	保険業	収入割	収入金額	0.9%	1.0%	1.0%	-	1.0%		
		収入割	収入金額	0.9%	1.0%	1.0%	-	1.0%		
	ガス供給業	付加価値割	付加価値額	-	-	-	-	0.77%		
		資本割	資本金等の額	-	-	-	-	0.32%		
		収入割	収入金額	0.9%	1.0%	1.0%	-	0.48%		
	送配電事業	収入割	収入金額	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%		
		付加価値割	付加価値額	-	-	0.37%	0.37%	0.37%		
	発電事業等	小売電気事業等	資本の額又は出資金の額 が1億円超の普通法人	資本割	資本金等の額	-	-	0.15%	0.15%	0.15%
			収入割	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%	0.75%	0.75%	
		特定卸供給事業等	上記以外の法人	所得割	所得金額	-	-	1.85%	1.85%	1.85%
収入割			収入金額	0.9%	1.0%	0.75%	0.75%	0.75%		

注1 事業年度が1年に満たない場合の軽減税率適用の所得区分は、{(所得区分の金額) × (事業年度の月数) ÷ 12} により計算した金額に読み替えて適用します。この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

注2 外形標準課税の適用は、各事業年度終了の日における資本金又は出資金の額により判定します。

特別法人事業税又は地方法人特別税 税率表

法人の区分	課税標準額	税率				
		地方法人特別税	特別法人事業税			
		平成28年 4月1日 以後に開始 する事業年度	令和元年 10月1日 以後に開始 する事業年度	令和2年 4月1日 以後に開始 する事業年度	令和4年4月 1日以後に終了 する事業年度 ※配電事業及び 特定卸供給事業 対象	令和4年 4月1日 以後に開始 する事業年度
所得割によって法人事業税を課税される普通法人等	基準法人所得割額	43.2%	37%	37%	-	37%
所得割によって法人事業税を課税される特別法人	基準法人所得割額		34.5%	34.5%	-	34.5%
所得割、付加価値割及び資本割の合算額 によって法人事業税を課税される法人	基準法人所得割額	414.2%	260%	260%	-	260%
収入割によって法人事業税を課税される法人	基準法人収入割額	43.2%	30%	30%	30%	30%
特定ガス供給業を行う法人	基準法人収入割額	-	-	-	-	62.5%
発電事業等、小売電気事業等及び特定卸供給事業を行う法人	基準法人収入割額	-	-	40%	40%	40%

注1 特別法人事業税は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から適用されます(以後の事業年度分に地方法人特別税は適用されません)。

注2 基準法人所得割額及び基準法人収入割額とは、上記法人事業税税率表により計算された税額です。